

基金制度を採用しない場合の社団医療法人設立例

別記第 29 号様式（第 27 条関係）

平成 1 9 年 7 月 2 5 日

*保健所提出年月日を必ず記入

〇 〇 〇 知 事 様

住 所	〇〇市〇〇区〇〇〇〇
医療法人	社団〇〇会
設立代表者	〇〇 〇〇 (印)
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

医療法人設立認可申請書

医療法人を設立したいので、医療法第 44 条第 1 項の規定により申請します。

なお、当法人は診療所を 1 箇所のみ開設するため、理事は 2 名としたいので、併せて申請
します。

*理事が 3 名以上の場合は、下線部分を削除

注 住所及び電話番号は、設立代表者の個人の住所及び電話番号とする。

添付書類

- 1 定款又は寄附行為
- 2 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録
- 3 設立決議録（財団である医療法人を設立する場合にあっては、添付する必要はないこと。）
- 4 設立趣意書
- 5 役員及び社員（評議員）の名簿
- 6 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類
- 7 当該医療法人の開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- 8 法第 42 条第 4 号又は第 5 号の附帯業務を行おうとする医療法人にあっては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
- 9 設立後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 10 設立者の履歴書
- 11 設立代表者が適法に選任されたこと及びその権限を証明する書類
- 12 役員の就任承諾書及び履歴書
- 13 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の医師法第 16 条の 4 第 2 項の臨床研修修了登録証（当該者が医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号）附則第 8 条の規定により医師法第 16 条の 4 第 1 項の登録を受けた者とみなされた者であるときは、医師免許証）又は歯科医師法第 16 条の 4 第 2 項の臨床研修修了登録証（当該者が医療法等の一部を改正する法律附則第 11 条の規定により歯科医師法第 16 条の 4 第 1 項の登録を受けた者とみなされた者であるときは、歯科医師免許証）の写し

備考 正本 1 部、副本 2 部を提出すること。